

第8 会員への情報提供（広報の充実）

1 情報提供の重要性

高度情報化社会において、組織による情報提供の重要性は論を俟たない。東弁においても、一般市民に対する情報発信と会員に対する情報発信を積極的に行っている。

そして、むしろ重要なのは、いかなる内容の情報を、いかなる手段で提供するかという点にある。これについては、正確かつ多くの情報を、迅速かつ効率的（予算的に合理的）な手段で、提供すべきことが肝要であるといえよう。それは一般市民に対する情報発信のみならず、会員への情報提供についても変わらない。

2 情報提供の現状（会報、ウェブサイト、メールマガジン等）

現在、東弁が会員に対して提供している情報は多岐にわたるが、概ね、会員の業務に役立つ情報（事件処理のノウハウ、各種研修案内、裁判所等からの周知要請事項等）や東弁の活動（各種提言、シンポジウム開催、委員会活動の周知等）、会員に対する協力依頼（各種アンケート等）に分類されると思われる。そして、これらの情報を提供する手段として、会報である「LIBRA」を含めた紙媒体による全会員発送、ファックス、ウェブサイト、メールマガジン等がある。

このうちインターネットを利用した情報提供として、東弁は、2001（平成13）年度には会員専用ウェブサイトを開設し、2008（平成20）年には同ウェブサイト内にマイページを設け、研修情報の検索及びウェブサイト上での研修申込みが可能となり、東弁が把握している会員に関する情報を会員自身が確認できるようになった。

さらに、東弁は、会員へのよりスピーディーな研修等の情報提供を目指し、会員向けとしては全国初のスマートフォン用アプリ「べんとら」（弁護士虎の巻）を開発し、2016（平成28）年7月リリースした。「べんとら」はその後、数回のアップデートを経て、新機能・情報の追加や使い勝手の改善などが行われ、現在は新元号と消費税率の変更に対応した改修版が提供されている。

また、これまで東弁は、会員への情報提供のため、原則として毎月1回、会員に対して「LIBRA」を含めた紙媒体による全会員発送を行ってきた。しかし、紙媒体による発送は、会員数の増加とともに膨大な費用を要するものとなり、東弁の財政を圧迫してきた。そこで、会員サイトに懲戒情報を除くすべての記事を掲載した電子版「LIBRA」を掲載し、その他の発送物についても会員サイトにおいて電子的提供を行うことで、2019（令和元）年11月から、希望者には紙媒体による発送を停止することとした。ただし、会員に必要な情報が届かないということを防ぐため、紙媒体による発送停止を求めるためにはメールマガジンの送付登録をすることが条件となっている。2019（令和元）年10月末時点において、発送停止を求めた会員は約1,100名に上っている。

3 情報提供の方策（メール、ウェブサイト、スマートフォン用アプリの活用）

(1) 紙媒体

「LIBRA」を含めた紙媒体の郵便又はメール便による全会員発送、ファックスによる全会員への送信は、会員数の増加に伴い膨大な費用を要するものとなっている。

東弁においては、ファックスによる情報提供は、既に相当程度縮小されていたが、前述のとおり2019（令和元）年11月から、紙媒体による全会員発送についても、希望者に対しては郵便等での送付を停止し、「LIBRA」を含めて会員サイトにおいて電子版を提供するという方策が採られている。

これは、支出の削減やペーパーレス化の流れに沿うものであるが、紙媒体による情報提供は、送付された

時点で会員の目に留まりやすいことや、まとまった量の文書の読みやすさなどから、現在においても意義は失われていないものと思われる。

一方で、電子版の閲覧は会員からの積極的なアクセスを必要とするものであるから、会員へ十分な情報提供がなし得るように、メールマガジン等による新着情報の告知や、アクセスを容易にする方策を同時に進めるべきである。

(2) メール、ウェブサイト、メーリングリスト

インターネットを利用した情報提供は、紙幅の制限がなく、添付ファイル等を利用すれば相当豊富な情報を盛り込めるという点で、充実した情報提供が可能となる。また、紙媒体と異なって、印刷や配布の手間と費用が圧倒的に少なく済むことから、迅速かつ効率的な情報提供手段として特筆すべきものがある。かような利点からすると、インターネットを利用した情報提供は今後も一層の充実・利用が期待される。

特に、会員が増加しつつある状況の下で、迅速かつコストを抑えた情報提供手段として期待されるのは、メールによる情報提供である。現在、東弁においては、メールマガジンにより会長声明や意見書、研修・各種イベントの案内、近時の裁判例等の情報を、毎月2、3回ほど、登録している会員に対して送付している。しかしながら、東弁にメールマガジンに登録している会員は全会員の60パーセント台にとどまっている。なお、2019（平成31）年3月の臨時総会において、会員に対してメールアドレスの届出が義務化されたが、メールマガジンへの登録までは義務化されていない。

メールマガジンを含むメールによる情報提供は、前述のように大きな利点を持つものであるが、日々届く大量のメールの中で重要な情報が見落とされる可能性がある。送信の頻度やタイトルの付け方などを検討するとともに、より会員に読んでもらえるような内容を目指すべきである。

また、会内情報のインターネットを利用した発信方法として、2002（平成14）年度以降、メーリングリストの利用が進んでいる。委員会ごとにメーリングリストを開設すること（ただし、2012〔平成24〕年1月6日、東弁により、個人情報及び機密情報保護の観点から、外部の無料メーリングリストの使用を原則として禁止する等の通達が出された。）によって、月1回程度の定例会合の下準備を行い、充実した会務活動が可能となる。これによって、これまで会務にあまり参加してこなかった会員が積極的に情報流通に参画するようになった意義は極めて大きい。

(3) スマートフォン用アプリ

前記のスマートフォン用アプリ「べんとら」によって、会員に向けて、業務に役立つ情報（民事裁判申立手数料計算、養育費等の計算機能、裁判所、検察庁、警察署などの施設情報）、研修案内、弁護士会の窓口案内、求人情報などの情報を提供することが可能となった。また、東弁からのお知らせを、会員に宛ててスマートフォンの画面に表示させる「プッシュ通知」も可能となっている。これにより、特にスマートフォンの利用率が高い若手会員に対して、東弁からの情報が迅速かつ効率的に伝達されることが期待される。

「べんとら」のダウンロード数は、1万件程度であるが、会員認証されているのは1,000件程度にとどまる。スマートフォンを利用している会員は、既に相当数に上っていると思われる。会員への情報提供ツールとして「べんとら」の利用を促進していくべきである。

(4) 結論

今後は、紙媒体、ウェブサイトとメール、メーリングリスト、スマートフォン用アプリをそれぞれ使い分けて有効な利用方法を考えていくことが急務である。その前提として、インターネットを利用した情報発信に対する予算枠を十分に与えて執行していくべきである。